平成２１年（フ）第１０３１号
熊本市国府４丁目７番45　フォルム国府204号
債務者　鳥飼　孝一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江越　和信
4　破産債権の届出期間　平成21年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第４６５号
静岡県焼津市藤守278番地の２、旧住所静岡県藤枝市小石川町３丁目２番30号
債務者　小澤　召秀
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　陽子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２８号
新潟県新潟市中央区白山浦１丁目248番地30大塚第１マンション202号
債務者　春木　　昭
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　雅夫
4　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊774番地
債務者　倉本すみ江
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本善三郎
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第２３８号
鳥取県米子市諏訪317番地
債務者　都田　尚史
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　珠希
4　破産債権の届出期間　平成21年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月10日午後２時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２３９号
鳥取県米子市諏訪317番地
債務者　都田　計久
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　珠希
4　破産債権の届出期間　平成21年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月10日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７６４号
広島市南区東雲本町３丁目９番７号
債務者　垉　　賢二
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　破産債権の届出期間　平成21年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月15日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第７１８５号
大阪市淀川区西宮原２丁目３番30―1212号
債務者　宮本亜矢子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５３９号
函館市赤川町495番地12コーポルピナスⅡ201、住民票上の住所函館市湯浜町６番19号
債務者　佐藤　朋美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５４３号
函館市本通１丁目48番８号
債務者　松山　高志
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第７１８号
愛知県名古屋市緑区亀が洞２丁目1514番地アチーブメントＳ．Ｔ203号
債務者　水野　京子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７２１号
愛知県岡崎市井田町字１丁目61番地　キングスコート井田601
債務者　當島　美耶
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
北海道枝幸郡枝幸町歌登南町1076番地45
債務者　岩間　広子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第５６２号
長崎県長崎市大手１丁目15番８号　田中アパート203
債務者　狩野　篤子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係